⑦中期目標	①中期計画	⑤平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(事厚生労働省の評価
・その他年金記録問題の解 決に向けて取り組むことが 必要な事項	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進めたか。	○重複した基礎年金番号の解消に向けては、旧社会保険庁当時の平成21年6月及び10月、機構発足後の平成22年2月に、機械的に同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者)を行い、重複付番の解消処理を行いました。 平成22年2月調査(3月送付)重複付番判明件数及が解消処理件数 重複付番判明件数 1,145件(6月までに解消処理予定) [参考] 平成21年6月調査(7月送付)重複付番判明件数(7月~10月に解消処理) 重複付番判明件数 4,265件(旧社会保険庁時に解消した件数)3,898件未処理件数 367件 平成21年10月調査(11月送付)重複付番判明件数 167件 平成21年10月調査(11月送付)重複付番判明件数 3,622件 (旧社会保険庁)平成22年11~12月処理件数 2,684件(日本年金機構)平成22年1月~2月処理件数 492件(処理件数総計 3,176件) 4,902件(処理件数は、次回調査の重複付番判明件数は、次回調査の重複付番判明件数に再度含まれます。	養より3,499件減少、平成21年2月 調査より820件減少しており、日々 調査より820件減少しており、日々 の重複付番の解消の成果があり ました。 解消作業については、機構設立に 伴う人員減少などの影響から未処 理割合が高い年金事務所・事務・ シターがあるため、それぞれの事 情を踏まえながら期限内の終了を 促進しました。	員会の議論を踏まえつつ、住基
3 提供するサービスその他 の業務の質の向上に関する 事項	II 提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項	II 提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	Ⅱ. 提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項			<u> </u>
(1)適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項			L
○ 国民年金の適用を促進 すること。	(1)国民年金の適用の促進 以下の取組により、国民年金の適用 の促進を図る。 ア住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、職権による適用事務の実施により、適用を促進する。 イ転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・動変により、適正な届出を促進する。 ウ国民健康保険の保険者である市町村との連携により、適正な届出を促進する。	(1)国民年金の適用の促進 中期計画に沿って、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達 者の適用促進その他の対策を着実に 推進する。	(1)国民年金の適用の促進 住民基本台帳ネットワークシス テムを活用した20歳到達者の 適用促進等の対策を着実に推 進したか。	○住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、完全適用(加入手続き)を行いました。 本項 平成 20 年度 平成 21 年度 住基ネットにより 129 万人 (31 万人) 投退した人数 129 万人 (31 万人) 55、年金手帳 56 万人 (13 万人) ※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値	住其ネットにより押場! たっの辞刊	評価:日 (理曲) (理曲) (理前と同様の取組ではあるが、住基ネットを活用して把握した20歳 到達者に対して国民年金への加力の届出動製を行い、それでもなお 届出がされない場合に、対象となる方全員に対して加入手続きを 行った。

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績		(半厚生労働省の評価)
	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、金田標や具体的なスケジュールを定めたでは、年度を除く。)、数値目標や具体的なスケジュールを定めたであまった。とは、重ないのでは、事が明から、本な、重点的加入指導、職員による個別訪問及び年金事務所ごとい策定し、当該計画に基づき効果的、効率的な推進に努める。なお、重点的加入指導、職員による個別訪問及び年金事務所への呼び組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 険の適用の促進	(2) 厚生年金保険・健康保険・ 船員保険の適用の促進	〇未適用事業所の把握及び適用(加入手続き) の促進については、旧社会保険庁における取組 を継続し、以下の取組を行いました。		評価: C
○ 厚生年金保険等の適用 については、未適用事業所 を把握の上、促進すること。	①未適用事業所の適用の促進 ア 公共職業安定所や地方運輸局等 が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効 率的かつ的確な把握に努める。 イ 未適用事業所の加入勧奨等の適 用促進業務について、外部委託により 効率的に行う。 ウ 加入指導から立入検査及び職権 適のる。 エ ウによる手順・基準に基づき、外部 委託先と連携しつつ、呼出や訪問等。 よる重点的な加入指導を実施する。 オ ウによる手順・基準に基づき、所による重点的な加入指導をに基づき、所に対しよる手順・基準に基づき、所に対しよる手順・基準に基づき、所に対して、立入検査の上、職権適用を着 実に実施する。	動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。 イ 未適用事業所への重点的加入指	① 厚生年金保険等の適用の 促進について、年金記録問題 への対応状況を踏まえつつ、 平成21年度は特に未適用事 業所への重点的加入指導・指導・ を実施した か。	く機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等の実施>加入野兵を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模(10人)以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査を行い、必要に応じて認定による加入手続き(※10)を実施しました。その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会	徹底するよう指示しました。 雇用保険の適用事業所信報、新 規設立法人情報や地方運輸局用。 業所の的的確な把握に力ま遠した。 東京、四出や訪問による重点的な また、は、平成21年度については、 おおい把握した未適用事業所の おおい把握した未適用事業所が とが出来ました。 機構が把握した未適用事業所の とが出来ました。 機構が把握した未適用事業所の なは、平成21年度本記録問題のの は、平成21年度本記録問題のの が応を優先するパワーの数で 対応を優先するパワーの分で でいない状況ですが、中関 目標である平成18年度実績の回 目標である平成18年度実績の回	①について における取納情報 という には は は は は は は は は は は は は は は は は は は

⑦中期目標	①中期計画	⊕平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(半厚生労働省の評価)
	正な届出の指導を実施する。 イ 事業所の業種や被保険者の特性	②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。・重点加入指導実施事業所数・立入検査数(職権適用事業所数)	② 各年金事務所においては、 重点的加入指導実施事業所数 及び立入検査数について、平 成22年1月から3月までの間	《用語解説》 (※10)事業主が事業所の新規適用届や被保 険者の資格取得届を自主的に届出しない場合において、事業所調査に入ることによって 被保険者の資格所得居を旧社会保険庁の権 限により確認することで職権適用と表現していまりましたが、日本年金機様としてするの	評価: B (理由) 1月に3月までの各年金事務所における目標設定及び進捗管理を徹底するよう指示しました。その結果、平成21年度については、おおむね前年度並みの取組を行うことが出来ました。 年金記録問題への対応を優先する中で、適用の促進に十分なマ状パワーの投入ができていない状平成18年度実績の回復に向けて、よの18年度実績の回復に向けて、よいないよりに18年度実績の回復に向けて、よいないよいない場合に18年度実績の回復に向けて、よいないよいないよいないよりに対していないが、会後、中期目標であるでよりにはいるといるには、18年度実績の回復に向けて、よいないません。	ら3月までの間の計画は設定している。しかしながら、平成22年1月から3月までの実施数は、計画値の合計を下回っている状況であり、各年金事務所において、適切
				〇適用に係る上記のような各種取組の実績については、前年度と概ね同程度の水準となっていますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっています。なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。		※ 平成22年1月から3月までの間の計画値及び実施数 〇 重点加入指導実施数(回数) 計画値の合計:4,052回 実施数の合計:728回 〇 立入検査実施数(回数) 計画値の合計:379回 実施数の合計:2回 (注)計画値とは、各年金事務所の計画値を単純に積み上げたものである。 <参考>
				・職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数 1,652事業所(平成20年度)→ 3,390事業所(平成21年度) ・適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数 3,381事業所(平成20年度)→ 2,567事業所(平成21年度) ・うち認定による加入手続き(職権適用)実施数 21事業所(平成20年度)→ 34事業所(平成21年度) ・事業所調査件数		○ 文書・電話勧奨件数 予定数の合計:156件 実施数の合計:1,206件 ○ 訪問加入勧奨件数 予定数の合計:402件 実施数の合計:405件 ○ 事業所調査実施数 計画値の合計:17,396事業所 実施数の合計:5,042事業所 なお、①、②ともに、実績が計画値
				45,933事業所(平成20年度)→ 47,402事業所(平成21年度)		を下回っている状況であるが、年度途中に社会保険庁から日本年金機構への移行が行われたこと、平成21事業年度は3か月しかなかったこと、国家プロジェクトである年金記録問題への対応を優先したことなど特殊事情を考慮する必要がある。
				○全喪届(※11)の適正化については、引き続き、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の流付を義務付けるなどの取組を行っています。 《用語解説》 (※11)厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。 【別表6:厚生年金保険適用関係指標の推移】		

②中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	⑦日本年金機構 の自己評価	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する 事項			The second secon
	(1)国民年金の納付率の向上	(1)国民年金の納付率の向上	(1)国民年金の納付率の向上			評価: B
	の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4~5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。 また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、	向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末での間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指	は特に現年度のみ未納者への納付督励、口座振替勧奨DMの 送付等に重点的に取り組むこと により、平成21年12月末時点 の納付率から平成22年3月末	平成21年度末 (平成22年1月~3月) における特別対策として、以下の取組を重点的に行いました。 【明語解説》	平成21年度の現年度納付率は6 0.0%(対前年度比△2.1ポイント)となったところであり、低下傾向は続いているものの、平成22年1月末現在(平成21年4月分~平成21年12月分)の現年度納付率58.9%からは1.1ポイントの伸びとなり、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したところです。	られていない状況である。 しかしながら、平成22年1月末現在(平成21年4月分から平成21年1月分まで)の現年度納付率58.9%からは1.1ポイント伸びており、平成21年度の年度計画にお
する事項 ○ 国民年金制度への理解 と 国民年金制度への理解 と 関東を深め、保険料の納 付率の低下傾向に歯止めか がけ、これを回復させるよう 努めること。また、厚生年金 保険等の保険料について、		ア 現年度のみ未納者への納付督励 現年度のみ未納期間を有する者に対 して、納付勧奨のチランを同封した納 付書を送付する。(平成22年2月末か ら3月中旬を目途に送付。)		①国民年金保険料の未納期間(現年度のみ)を有する者に対して、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を平成22年2月末から3月末にかけて送付し、納付督励を行いました。さらに、納付書送付後は市場化テスト(※13)受託事業者と連携し、電話納付督励、戸別訪問などの事後フォローを行いました。 事項 平成20年度 平成21年度 分割納付書 170万件 151万件 (85万人) ※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値		

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	②日本年金機構 の自己評価	(半厚生労働省の評価
	確にして外部委託を行うとともに、適切	イ 市場化テスト受託事業者との連携 アによる納付書送付者に対し、市場化 テスト受託事業者との連携による納付 督励を実施する。		《用語解説》 (※13)市場化テストは、「競争の導入による公共 サービスの改革に関する法律」に基づき実施し ており、官民が対等な立場で、提供するサービス の質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウ ハウを活用する仕組みです。 機構では、この仕組みを利用して国民年金保険 料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨 業務等を包括的に民間委託しています。(免除 等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実 施)		
	ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。	平成20年度以前着手分について、優 先的に整理する。		②また、保険料の負担能力がありながら、納付養務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。 事項 平成20年度 平成21年度 最終催告 16,350件 17,131件 状送付件 (2,758件)		
				数 督促状送 8,160件 10,061件 付件数 (1,037件) 差押件数 5,534件 3,092件 (314件)		
				※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値	e.	

⑦中期目標	④中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(1)厚生労働省の評価
	エ 口座振替の勧奨及び広報を実施 し、口座振替の促進を図る。口座振替 実施率について、中期目標期間中、毎 口座振替勧奨を 年度の口座振替実施率が前年度の当 該率と同等以上の水準を確保すること を目指す。	口座振替勧奨を実施する。(平成22年		③口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封簡を同封したダイレクトメール(DM)による勧奨、未納者に対する特定業務契約職員(国民年金推進員)による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨等により積極的な取組を実施しました。		and with the common teaching and the first of the processing of the processing of the common of the
				事項 平成20年度 平成21年度 口座振替勧 140万件 133万件 要DM送付 件数 ※件数については、各年度とも2月初旬に送付した		·
				本項 平成20年度 平成21年度 口座振替 562万人 527万人 納付者数 口座振替 38.0% 36.3% 利用率		
	オ コンビニエンスストア、インターネットパンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。			 ④所得情報を活用して免除等申請書未提出者に対して免除勧奨を実施しました。 事項 平成 20 年度 平成 21 年度 第 1 号		
	カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。			免除勧奨 件数 166万件 153万件 (21万件) 全額免除者 521万人 数等 535万人 (27.4%)		

	○ 1.45 E1 ==		②平成21年度における	分平成2	1年度に	ドける T	切日本年金機構	
	①中期計画	②平成21年度計画	評価の視点	業	務の実績	317 0	の自己評価	争厚生労働省の評価
				※第1号被保険者数1 ない。 ※免除勧奨件数はダ である。 ※全額免除者数等に 年者納付猶予」を含 ※「全額免除者数」相 数に占める割合であ ※「平成21年度」欄の ~3月〉の数値である	「イレクトメールに には、「学生納付 む。	こよる勧奨件数 特例」及び「若 第1号被保険者		
	·			〇なお、納付督励業所において、免除勧素所において、免除勧素をしたことを発しました。委託の度削減されているいるようのでは、大の電気を設定した。 大の電気を記する いっぱい ストの電気を記する といる いっぱい かいます いっぱい はいい はい いっぱい はい	奨業務について 市場化テストに 方、事業実表に 大状況的な手にを手に がいた大幅に できるとない できるとない でして でして でして でして でして でして でして でして でして でして	は127か所の年 托事業者により ついて、既立、 関する要求として、既立 りでいる。 リンでいる。 でいる。 にいる。 はとして、 にいる。 でいる。 はは、 はない。 はな、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな。		
	•			〇このため、平成22: 185か所の年金事務 て、入札方式や実施 託事業者との情報交 方針としています。	所に係る業務の 要項の見直しを	委託に当たっ 行うとともに、受	·	
				〇これらの取組のほ て、コンビニエンスス 携帯電話などによる る納付方法について 封リーフレット等によ 利用促進に努めまし	トアでの納付、・ 電子納付、クレ・ 、納付書の裏面 り納付方法のほ	インターネットや ジットカードによ iへの記載や同		
				事項	平成 20 年度	平成 21 年度		
			1	コンビニエンスス	966 万件	1,107万件		
'		,	* .	トアでの納付		(267 万件)		
				インターネットや	38 万件	42 万件		
				携帯電話等の電子		(10 万件)		
				クレジットカード	32 万件	78 万件		
				による納付		(20 万件)		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※平成21年度の() 月)の数値)書きは、機構発			

⑦中期目標	金中期計画	②平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点		1年度に 務の実績		⑦日本年金機構 の自己評価	(半厚生労働省の評価
		保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組 状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督励納付月数」」について、3か月間	保険事務所が平成21年6月に策定し 「納期限内納付月数」及び「督 に た計画や平成21年12月までの取組 励納付月数」について、平成2 実 状況を踏まえ、「納期限内納付月数」と 2年1月から3月までの間の目 「叙 び「督励納付月数」について、3か月間 標を適切に設定し、進捗管理を の目標を適切に設定し、進捗管理を徹 徹底したか。	〇各年金事務所においては、旧各社会保険事務所において平成21年6月に策定した行動計画に基づき実施した平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」について可能な限り前年度並みの実績を確保することを目標に、上記の保険料収納対策を実施しました。			3ヶ月の特別対策の各種取組み徹底について指示し、その後、4月に 年度末における収納対策について 指示文書を発出し、各種取組みの 促進を図りました。	について、可能な限り前年度並み の実績を確保することを目標として
				事項	 平成20年度	平成21年度		金事務所において適切な進捗管理がなされていたとは評価し難い
				納期限內納付月数	9,817万月	9,394万月	ļ	アニル・かとりひとり、ことはお子間の美色の
1				督励による納付月数	1.056万月	988万月		
				<参考> 納付督励	の実施状況			
}				事項	平成 20 年度	平成 21 年度		
				電話納付督励	1,483 万件	1,969万件		
			1	戸別訪問督励	1, 103 万件			
				催告状 集合徴収	818 万件	+		
				計	31 万件			,
				(注) 上記の納付督	励件数は、職	員、収納指導員及		
				び市場化テスト事業	百による柄付貨	15切の総数である		
				【別表7:国民年金適用 【別表8:国民年金保険 【別表9:国民年金保 移】	料現年度納付	率の年次推移】		
				《用語解説》				
				(※14)平成19年度 する平成21年度末 納付対象月数」に 年度末でに納付	現在における占める「平成19	19年度分の 9年度から21		
				納付対象月数」に	占める「平成19	9年度から21		

⑦中期目標	①中期計画	⊕平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	の日本年金機構 の自己評価	(1)厚生労働省の評価
	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 険等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等について、未適用事業所の適用を進めつつ、 以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞 納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実 に実施する。	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 険等の徴収対策の推進 ・	(2)厚生年金保険・健康保険・ 船員保険等の徴収対策の推進			評価:C
		①厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。			評価:B (理由) 年金事務所に対して、1月に徴収 業務の着実な推進等について、また、3月に年度末の収納対策(未 接触事業所への電話納付督励 等りについて指示し、取り組みを進 めました。 しかし、収納率、口座振替実施率 とも厳しい経済情勢の下で滞納事 業所が大幅に増加したこと等から 前年度を下回る結果となりました。	①について 口座振替の推進については、新規 適用時に口座振替の勧奨を行って いるものの、20年度実績を下回っ ている。 〈口座振替実施率〉 20年度 →21年度 厚年 81.9%→81.2% ▲0.7% 健保 82.8%→81.5% ▲1.3% 船保 55.6%→52.1% ▲3.5%
		保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。		○保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料約付の促進に努めました。具体的に座振替によ、新規適用属を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。 ○しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を持退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前平度の実績を下回りました。 □座振替実施率(厚生年金保険) 81.9%(平成20年度) → 81.2%(平成21年度)	·	滞納事業所に対する納付指導については、督促指定期限までに納付されない事業所には球所通知い事業所にはない事業所については、職員が訪問しまる呼出徴収、来所については、最初が訪問しては、滞納免別については、最初の大田事業所を含めた納付財別、産業の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	の日本年金機構 の自己評価	(1) 写生労働省の評価
	的なスケジュールを定めた行動計画を 機構全体及び各年金事務所ごとに策 定し、当該計画に基づき、滞納事業所	イ 滞納事業所に対する納付指導及び 滞納事業所に対しては、速やかに保険 料の納付督励を行い、確実な徴収と滞 納の長期化の防止を図る。 なお、現下の厳しい経済情勢を踏ま え、滞納事業所から納付が困難である 旨の申出があった場合には、事業所の 経営状況や将来の見通しなどを丁寧に 聞き取ったうえで、きめ細やかな納付 指導を行う。		○滞納事業所に対する納付指導な事業所に対する納付指導な事業所に対する納付指導な事業所に対する納付指導な事業所に期限な事業のでに、一て電話に対きない事業が一てでに、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		○収納率(過年度分を含む。) 20' 21' 94 98.0%(▲0.4%) 健保 97.2% → 96.5%(▲0.7%) 船保 93.3% → 92.4%(▲0.9%) ○不納欠損額(21年度) 厚年 228億円 (0.1% 注2) 健保 117億円 (0.2%) 船保 4億円 (0.7%) (注1)不納欠損額とは、保険料の 徴収時効2年経過等の事由により 納付義務が消滅したことを確認し た保険料の強額をいう。 (注2) 徴収決定済額(納付義務の
				○しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。 保険料収納率(厚生年金保険) 98.4%(平成20年度) → 98.0%(平成21年度) 【別表10:厚生年金保険等徴収関係指標の推移】		確定した保険料の金額)に対する不納欠損額の割合。 〇収納未済歳入額(21年度末) 厚年 4.295億円 健保 2169億円 船保 41億円 (注)収納未済歳入額とは、徴収 決定済額のうち収納済み又は不納 欠損となっている金額を除いた金額をいう。 〇滞納事業所数 20'147,171 → 21'162,423(+15,252) 〇差押執行事業所数
	ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事業については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。					20' 10,483→21' 8,250(▲2,233) 〈経済指標〉 20' 21' 実質GDP 541兆円→531兆円 ▲2.0%(内閣府調)
·		②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。・収納率及び滞納事業所解消数・口座振替実施率	② 各年金事務所においては、 収納率・滞納事業所解消数及 び口座振替実施率について、 平成22年1月から3月までの 間の目標を適正に設定し、進 捗管理を徹底したか。		評価: B (理由) 年金事務所に対して、1月に年度 末に向けた収業務の着実な推進等について、3月に年度末の収納 対策(未接触事業所への電話納付督励等)について指示し取り組 みを進めまかま、口座振替実施率 とも厳しい経済情勢の下で滞納事業所が大幅に増加したこと等から 前年度を下回る結果となりました。	管理がなされていたとは評価し難